

# 『ありがとうファンド』 (愛称:『ファンドの宝石箱』)

追加型投信／内外／資産複合／ファンド・オブ・ファンズ  
分配金再投資専用

## 投資信託説明書 (交付目論見書) 2010.6

# ありがとう投信

Arigato Asset Management Inc.

(課税上は株式投資信託として取り扱われます。)  
(本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。)

- ・『ありがとうファンド』は、金融機関の預貯金や保険契約とは商品性が異なり、預金保険及び保険契約者保護の対象ではありません。
- ・『ありがとうファンド』は、国内外の投資信託証券などの値動きのある証券に投資します。また、外貨建て投資信託証券に投資する場合には為替の変動もあります。なお、投資信託証券の組入証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、価額が下落し、損失を被ることがあります。  
したがって、**基準価額は変動しますし、購入時の価額を下回ることもあります。**
- ・ファンドに投資することに伴う上記のようなリスクは、**お客様のご負担**となります。もちろん、**ファンドへの投資による損益も、全てお客様に帰属**します。

1. この投資信託説明書(交付目論見書)により行う『ありがとうファンド』の受益証券の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により平成21年11月30日に有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は平成21年12月1日に生じております。また、同法7条の規定に基づき有価証券届出書の訂正届出書を平成22年5月31日に関東財務局長に提出しております。
2. 委託会社は、この投資信託説明書(交付目論見書)のほかに、金融商品取引法第13条の規定に基づく詳細情報を記載した目論見書(投資信託説明書(請求目論見書))を作成しております。  
投資信託説明書(請求目論見書)は、投資家からのご請求に応じ、販売会社を通じてお渡しいたします。なお、投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。

有価証券届出書提出日：平成21年11月30日提出  
(訂正届出書提出日：平成22年5月31日)  
発行者名：ありがとう投信株式会社  
代表者の役職氏名：代表取締役 岡 大  
本店の所在の場所：東京都台東区上野三丁目19番4号

#### 届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称：ありがとうファンド  
募集内国投資信託受益証券の金額：5,000億円を上限とします  
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所：該当ありません

下記の事項は、『ありがとうファンド』(以下「当ファンド」という。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

## 記

### ■当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、ファンドオブファンズであり、国内外の投資信託証券などの値動きのある証券に投資します。また、外貨建て投資信託証券に投資する場合には為替の変動もあります。なお、投資信託証券の組入証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、価額が下落し、損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、**損失を被り、投資元本が割り込むことがあります**。ファンドに投資することに伴うリスクはお客様のご負担となりますし、ファンドへの投資による損益も全てお客様に帰属します。また、**元本及び利息の保証はなく、預金保険の対象でもありません**。

＜当ファンドの基準価額の主な変動要因＞

「価格変動リスク」「流動性リスク」「ビジネスリスク」「為替リスク」「カントリーリスク」「ファンド資産の流失によるリスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

### ■当ファンドに係る手数料等について

#### ◆申込手数料

当ファンドには販売手数料はありません。

#### ◆換金(解約)手数料

当ファンドには換金(解約)手数料はありません。

#### ◆信託財産留保額

当ファンドには信託財産留保額はありません。

#### ◆信託報酬

ファンドの純資産総額に年0.945%(税抜年0.9%)の率を乗じて得た額とします。なお、純資産総額の増加に応じて信託報酬を逡減させていく商品設計になっております。

[実質的な信託報酬\* 信託財産の純資産総額に対して年1.6%±0.3%(概算)]

\*当ファンドは他のファンドを投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬を含めてお客様が実質的に負担する信託報酬を算出しております。

#### ◆その他の費用等

・当ファンドに組み入れるファンドを売買する際に発生する売買委託手数料およびこれにかかる消費税相当額などの実費が投資信託財産より控除されます。

※実費の額は、今後組み入れファンドの追加や変更があった場合、変動してくるものであるため事前に料率、上限額等を表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「費用・税金」をご覧ください。

## ■書面による契約の解除について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

## ■当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、当ファンドの設定・運用及び販売等を行います。

## ■当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第2項の規定に基づく第二種金融商品取引業および金融商品取引法第28条第4項に基づく投資運用業であり、当社が設定する当ファンドの運用及び自己募集及び販売等を行います。当ファンドのお取引を行われる場合は以下の方法によります。

- ・ お取引にあたっては、総合取引口座、振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引は、原則としてお客様が当社の指定する銀行口座へ購入代金を送金し、その入金を確認された場合、当入金をもって当該ファンドの買付申込とみなし買付を致します。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書を郵送にてお客様にお送りいたします。
- ・ お取引をされたお客様には、取引報告書のほか、取引残高報告書を、3か月(原則として3月、6月、9月、12月の最終営業日時点、また直近に取引残高報告書を作成した日から1年間、お客様との間で金融商品取引契約が成立しておらず、または当該受渡しを行っていない場合であって、投資信託の残高があるときには、当該日から1年を経過する日)ごとに交付します。

## ■当社の概要

- ・商号等 : ありがとう投信株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第304号
- ・本店所在地 : 〒110-0005  
東京都台東区上野3丁目19番4号
- ・加入協会 : 社団法人 投資信託協会
- ・資本金 : 2億6千5百万円(平成22年4月末日現在)
- ・主な事業 : 第二種金融商品取引業、投資運用業
- ・設立年月日 : 2004年3月9日
- ・連絡先 : カスタマーサービス部 Tel.03-5807-9710  
(受付時間 8:30~17:30(土日祝祭日を除く))  
(ホームページ <http://www.39asset.co.jp>)

## 《ファンドの概要》

### 『ありがとうファンド』(愛称:『ファンドの宝石箱』)

この概要は投資信託説明書(交付目論見書)の内容を要約したもので、投資信託説明書(交付目論見書)の一部です。詳細は、本文の該当ページをお読みください。

《本文の該当ページ》

基本的性格	追加型投信／内外／資産複合／ファンド・オブ・ファンズ	⇒ 5ページ～
ファンドの目的	投資家の方々の長期的な資産形成のお手伝いをさせていただくことを目的に、じっくりと運用することを目的としています。	⇒ 5ページ
収益分配	毎決算時(毎年8月31日(休業日の場合は翌営業日)の年1回)に、収益分配方針に基づいて分配を行います。(基準価額水準、市況動向、等を勘案して、分配を行わないこともあります。)当ファンドは分配金再投資専用ですから、分配金は税金が差引かれた後で自動的に再投資されます。	⇒ 22ページ
主な投資対象・制限	国内外の投資信託証券にて運用を行います。株式への直接投資は行いません。投資信託証券への投資割合等には制限を設けません。同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。	⇒ 22ページ
ファンドのリスク	当ファンドは、ファンドオブファンズであり、国内外の投資信託証券などの値動きのある証券に投資します。また、外貨建て投資信託証券に投資する場合には為替の変動もあります。なお、投資信託証券の組入証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本が割り込むことがあります。ファンドに投資することに伴うリスクはお客様のご負担となりますしファンドへの投資による損益も全てお客様に帰属します。また元本及び利息の保証はなく預金保険の対象でもありません。	⇒ 22ページ～
信託報酬総額	当初の信託報酬総額(純資産総額が250億円まで。)は、年率0.945%(税抜0.900%)です。純資産総額の増加により、信託報酬は減少します。監査費用などの信託事務の処理に要する諸費用は、信託報酬の中から支払われます。詳しくは目論見書本文をご確認ください。 <b>※実質的な信託報酬は信託財産の純資産総額に対して概算で年1.6%±0.3%です。</b>	⇒ 24ページ
購入	1千円以上1円単位で、いつでも購入の申込みができます。申込手数料はかかりません。	⇒ 24・34ページ
途中換金	1円以上1円単位で、いつでも換金の申込みができます。換金(解約)手数料はかかりません。	⇒ 35ページ
購入・換金の単価	購入・換金の際の計算には、原則として申込み受付けの翌々営業日の価額を用います。	⇒ 34ページ～
申込受付時間	購入および換金の申込受付時間は原則として各営業日の午後3時までで、それ以降の申込分は翌営業日の受付けとなります。	⇒ 34ページ
信託期間	無期限です。	⇒ 36ページ

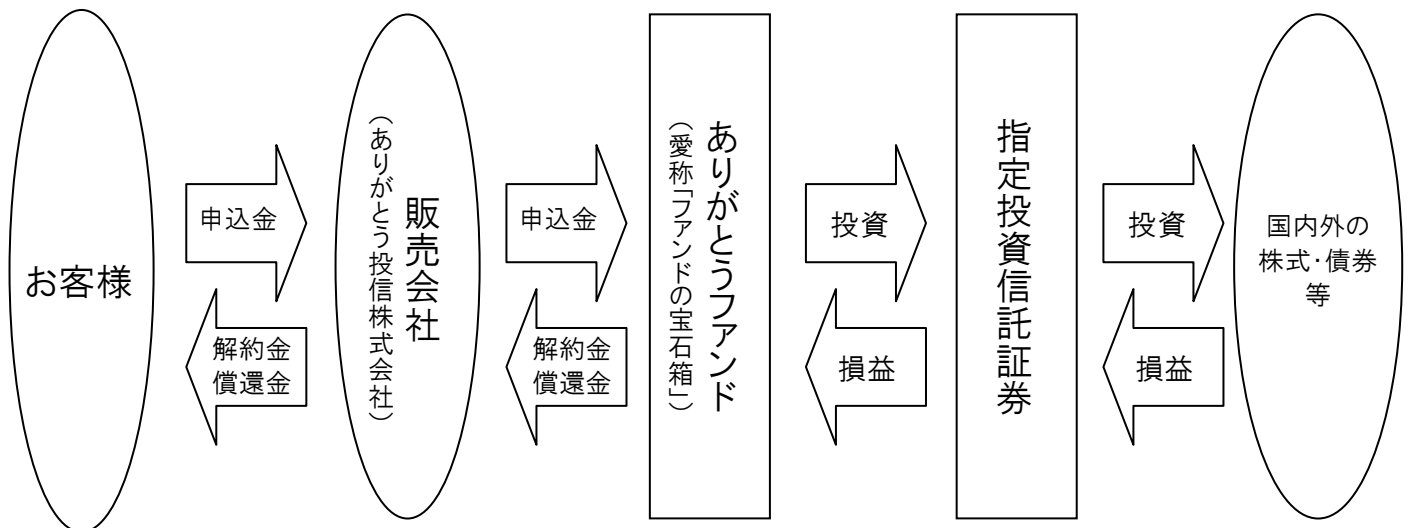
## 《ファンドの目的と特色》

### 〈ファンドの目的〉

当ファンドは 投資家の方々の長期的な資産形成のお手伝いをさせていただくことを目的に、じっくりと運用することを目的としています。

### 〈ファンドの特色〉

- ① 景気変動の大きなサイクルに沿ったアセットアロケーションを、複数のファンドに分散投資しながら行っていきます。
- ② 運用方針が明確で、一貫しているファンドに 長期的な観点から継続的な投資を行います。
- ③ 組み入れファンドの選択に当たっては、運用資産が安定し、そのファンドの投資家に支持され続けていることを重要視します。
- ④ 基準価額の推移を常に見守り、ファンドの運用方針と運用の成果との整合性をチェックします。



## 《組入れファンドの紹介》

指定投資信託証券の名称	ファンドの目的
さわかみファンド	投資家の方々の資産形成をお手伝いするために、円ベースでの信託財産の長期的な成長を図ることを目的としています。国内外の株式等を主要投資対象としますが、投資対象には特に制限を設けず、積極的かつ長期スタンスの運用により信託財産の成長を目指します。
トヨタグループ株式ファンドF	トヨタ自動車株式会社及びそのグループ会社の株式に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。
社会貢献ファンド	わが国の株式を投資対象とし、ビジネスを通じて社会的課題に積極的に取り組み、社会に貢献する企業の株式に投資するマザーファンド受益証券に投資します。
TMA長期投資ファンド	投資信託財産の長期的な成長を目標として運用を行い、主として「東京海上長期投資マザーファンド」受益証券に投資を行います。
ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA	コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通して、主としてヨーロッパ諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA	コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通して、主として新興諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
ALAMCO ハリス グローバル バリュース株ファンド2007	信託財産の長期的な成長を目指して ALAMCO ハリス グローバル バリュース株マザーファンド受益証券を主要投資対象として運用を行うことを基本とします。
コモンズ30ファンド	親投資信託である「コモンズ30マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

記載した指定投資信託証券は平成22年4月末日現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

## 《費用と税金》

### <費用>

時期	項目	費用	税金
買付時	申込手数料	—	—
換金時 (解約請求)	信託財産留保金	—	—

### <税金>

【平成 23 年 12 月 31 日まで】

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税	—	普通分配金×10%※
換金時 (解約請求)	所得税および地方税	—	換金時の差益に対して 10%※
償還時	所得税および地方税	—	償還時の差益に対して 10%※

※個人投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合は税率等が異なります。詳しくは目論見書本文「法人の受益者に対する課税」をご覧ください。

【平成 24 年 1 月 1 日以降】

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税	—	普通分配金×20%※
換金時 (解約請求)	所得税および地方税	—	換金時の差益に対して 20%※
償還時	所得税および地方税	—	償還時の差益に対して 20%※

※個人投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合は税率等が異なります。内容等について詳しくは目論見書本文「課税上の取扱い」をご覧ください。

※平成 22 年 4 月末日現在のものです。税法が改正された場合等は、内容が変更になる場合があります。

## 《ファンドのリスク》 ～投資にあたっての留意点～

- (1) 『ありがとうファンド』は、金融機関の預貯金や保険契約とは商品性が異なり、預金保険及び保険契約者保護の対象ではありません。
- (2) 『ありがとうファンド』は、国内外の投資信託証券などの値動きのある証券に投資します。また、外貨建て投資信託証券に投資する場合には為替の変動もあります。なお、投資信託証券の組入証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、**基準価額は変動しますし、購入時の価額を下回ることもあります。**
- (3) ファンドに投資することに伴う上記のようなリスクは、**お客様のご負担**となります。もちろん、**ファンドへの投資による損益も、全てお客様に帰属**します。

### ①価格変動リスク

一般に株式の価格は、国内及び国外の経済・政治情勢等の影響を受け変動します。また 公社債は、金利変動により債券価格が変動するリスクがあります。一般に金利低下時には債券価格が上昇し、逆に金利上昇時には債券価格が下落する傾向があります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行条件等によりばらつきがあります。

### ②流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組み入れ銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不足の損失を被るリスクがあります。

### ③ビジネスリスク

一般に、投資した企業の経営等に重大な危険が生じた場合やそれらに関する当該企業に対する外部評価の変化等により、当該企業の株価が下落し、損失を被るリスクがあります。

### ④為替変動リスク及びカントリーリスク

外貨建て資産を保有する場合は、当該通貨と、円との為替変動の影響を受け損失を生ずる事があり得ます。また、当該国・地域の政治・経済及び社会情勢等の変化により市場に大きな混乱が生じた場合、重大な損失が生ずるリスクがあります。

### ⑤ファンド資産の流失によるリスク

多額の解約が一時にあった場合には、資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならないこともあります。その際に当該売却の注文が市場価格に影響を与えること等により損失を被るリスクがあります。

\* ファンドが投資対象とする投資信託は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

## <目 次>

	頁
第一部 証券情報	2
第二部 ファンド情報	5
第1 ファンドの状況	5
1. ファンドの性格	5
2. 投資方針	9
3. 投資リスク	22
4. 手数料等及び税金	24
5. 運用状況	28
6. 手続等の概要	34
7. 管理及び運営の概要	36
第2 財務ハイライト情報	40
1. 貸借対照表	40
2. 損益及び剰余金計算書	41
第3 内国投資信託受益証券事務の概要	44
第4 ファンドの詳細情報の項目	45

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

『ありがとうファンド』

(以下、「当ファンド」といいます。また、愛称として「ファンドの宝石箱」という名称をつけることがあります。)

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託受益権(以下「受益権」といいます。)

当ファンドは、分配金再投資専用です。

当初 1 口当り元本 1 円(1 万口当り元本金額 1 万円)。

格付は取得していません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下、「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行(売出)価額の総額】

5,000 億円相当口を上限とします。

### (4)【発行(売出)価格】

取得申込日の翌々営業日の基準価額(注)とします。

(注)「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、そのときの受益証券口数で除した金額(1 口当りの純資産価額)をいい、便宜上 1 万口当りに換算した価額で表示されます。

なお、基準価額の照会先(電話番号及びホームページのアドレス)は以下のとおりです。又、原則として翌日の日本経済新聞に、便宜上 1 万口当りに換算した価額で掲載されます。

ありがとう投信株式会社

電話 03-5807-9710

ホームページ <http://www.39asset.co.jp/>

受付時間 8 時 30 分～17 時 30 分(定休日:土・日・祝日)

### (5)【申込手数料】

販売手数料はかかりません。

### (6)【申込単位】

1 千円以上1円単位(※)

※ 収益分配金を再投資する場合は、1 円単位とします。

(7)【申込期間】

平成 21 年 12 月 1 日から平成 22 年 11 月 30 日まで

\*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

以下の場所において申込みの取扱いを行います。

ありがとう投信株式会社 カスタマーサービス部

電話 03-5807-9710

(受付時間は原則営業日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までです)

上記会社(以下「販売会社」といいます。)の本・支店等において申込みの取扱いを行います。

(9)【払込期日】

受益権の取得申込者は、原則として申込日に、販売会社へ当該金額をお支払いください。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託金が行なわれる日に、委託会社であるありがとう投信株式会社の口座を経由して、受託会社である NCT 信託銀行株式会社のファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払い下さい。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

①申込みの方法

- ・当ファンドの受益権の取得申込みは、申込期間の毎営業日に受付けます。当該受益権の価額は、申込日の翌々営業日における基準価額とします。申込みは 1 千円以上 1 円単位で行うものとし、買付口数の計算で生ずる 1 口未満の端数は切り上げます。  
取得申込みの受付けは原則として午後 3 時までとします。受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。
- ・受益権の取得申込者は販売会社または販売会社の指定する口座管理機関との間で、「総合取引約款」による「証券投資信託の総合取引に関する契約」及び「投資信託受益権振替決済口座管理約款」による契約、また「自動けいぞく投資約款」による契約を締結します。
- ・販売会社および口座管理機関によっては「総合取引約款」、「証券投資信託の総合取引に関する契約」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」、「自動けいぞく投資約款」と同様の権利義務を規定するものの、名称の異なる契約を使用することがあり、この場合は当該別の名称に読み替えるものとします。
- ・当ファンドのお取引については、金融商品取引法第 37 条の 6 に定める「書面による契約の解除」(いわゆる「クーリング・オフ」)の適用はありません。

②取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。)における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みを制限すること、および当該取得申込みの受付けを中止すること、ならびに既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

③日本以外の地域における発行  
該当事項はありません。

④振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

## 第二部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1. 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

〈ファンドの目的〉

当ファンドは 投資家の方々の長期的な資産形成のお手伝いをさせていただくことを目的に、じっくりと運用することを目的としています。

〈ファンドの基本的性格〉

ファンド・オブ・ファンズ

\*「ファンド・オブ・ファンズ」とは、「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定される投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに投資法人及び外国投資法人の投資証券への投資を目的とする投資信託をいいます。

〈ファンドの特色〉

- ①景気変動の大きなサイクルに沿ったアセットアロケーションを複数のファンドに分散投資しながら行っています。
- ②運用方針が明確で、一貫しているファンドに 長期的な観点から継続的な投資を行います。
- ③組み入れファンドの選択に当たっては、運用資産が安定し、そのファンドの投資家に支持され続けていることを重要視します。
- ④基準価額の推移を常に見守り、ファンドの運用方針と運用の成果との整合性をチェックします。

○当ファンドの社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は次の通りです。

商品分類	単位型・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	内外
	投資対象資産	資産複合
属性区分	投資対象資産	その他資産(投資信託証券(資産複合、資産配分変更型))
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	グローバル(日本を含む)
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ

- **追加型投信**: 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド。
- **内外**: 目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの。
- **資産複合**: 目論見書又は投資信託約款において、株式・債券・不動産投信・その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの。
- **資産配分変更型**: 目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの、もしくは固定的とする旨の記載がないもの。
- **年1回**: 目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるもの。
- **グローバル(日本を含む)**: 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの。

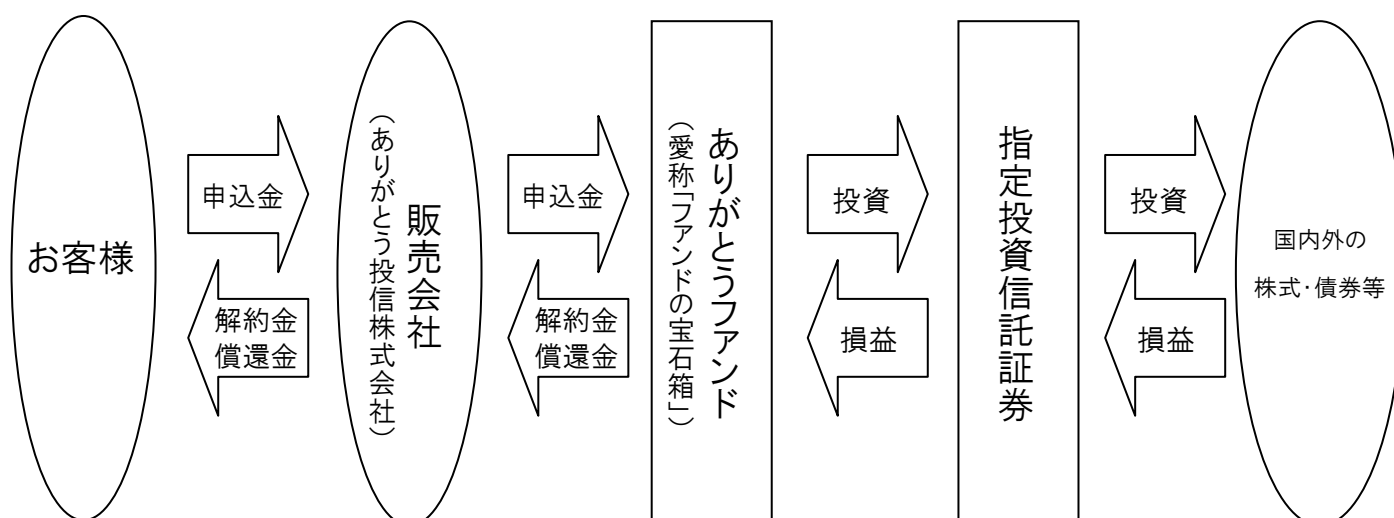
※ 商品分類・属性区分の定義についての詳細は社団法人投資信託協会のホームページをご参照下さい。  
[\(http://www.toushin.or.jp/\)](http://www.toushin.or.jp/)

ファンドにおける指定投資信託証券

投資信託証券の名称	以下各々下記の名称で記載する場合があります。
さわかみファンド	—
トヨタグループ株式ファンドF(適格機関投資家専用私募)	トヨタグループ株式ファンドF
社会貢献ファンド(適格機関投資家専用)	社会貢献ファンド
TMA長期投資ファンド(適格機関投資家限定)	TMA長期投資ファンド
ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA (適格機関投資家限定)	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ ファンドSA
ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA (適格機関投資家限定)	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケ ツ・ファンドSA
ALAMCO ハリス グローバル バリュース株ファンド2007 (適格機関投資家専用)	ALAMCO ハリス グローバル バリュース株ファンド2007
コモンズ30ファンド(適格機関投資家用)	コモンズ30ファンド

<ファンド・オブ・ファンズについて>

ファンドは複数の投資信託(ファンド)への投資を通じて、実質的に国内外の株式等に投資を行なう、  
 ファンド・オブ・ファンズです。

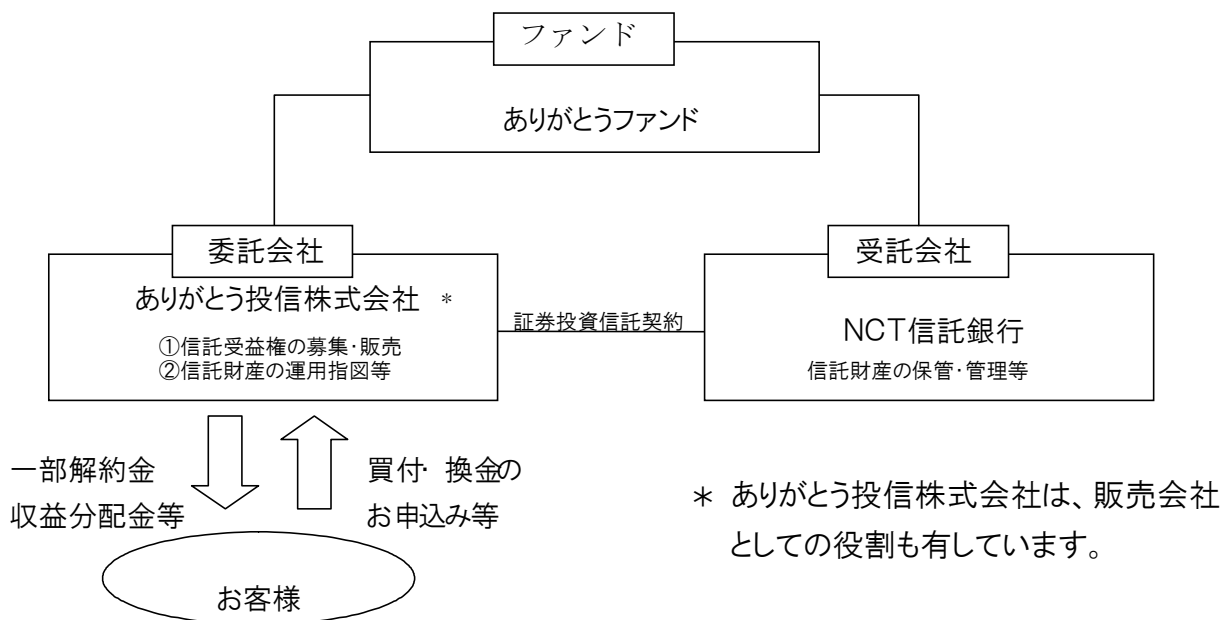


①各ファンドが主要投資対象とする各投資信託証券の運用の方針等については、「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 2 投資方針 (1)投資方針(参考)指定投資信託証券について」をご参照ください。

受益証券の信託金限度額は、5,000 億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

## (2) 【ファンドの仕組み】

### ① ファンドの仕組み



### < 事業内容 >

#### a. 委託会社

ファンドの設定、信託財産の運用指図、目論見書及び運用報告書の作成等を行います。

#### b. 受託会社

信託財産の保管・管理業務などを行い、分配金、解約金及び償還金の委託会社への交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社へ交付を行います。

#### c. 販売会社

受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、償還金の支払い等を行います。

\* 委託会社及び受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。なお、委託会社自らの募集・販売にかかる受益権については、販売会社への配分に相当する金額を委託会社が収受します。

### < 委託会社が関係人と締結している契約等の概況 >

#### ・受託会社(証券投資信託契約)

ファンドの根幹となる運用方針、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託約款で規定しています。

・販売会社

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係わる業務の内容、一部解約に関する事務の内容、及びこれらに関する手続き等について規定しています。

② 委託会社の概況

委託会社名：ありがとう投信株式会社

住 所：東京都台東区上野三丁目 19 番 4 号

a. 資本の額(平成 22 年 4 月末日現在)

資本金 265 百万円  
発行する株式の総数 40,000 株  
発行済株式の総数 26,500 株

b. 会社の沿革

平成 16 年 3 月 9 日：「ありがとう投信株式会社」設立(資本金 10,000 万円)

平成 16 年 3 月 31 日：増資 5,000 万円(資本金 15,000 万円)

平成 16 年 7 月 20 日：「投資信託委託業」(第 32 号)認可

平成 19 年 4 月 2 日：増資 3,000 万円(資本金 18,000 万円)

平成 19 年 9 月 30 日：金融商品取引業の登録(関東財務局長(金商)第 304 号)

平成 20 年 9 月 30 日：増資 2,000 万円(資本金 20,000 万円)

平成 21 年 3 月 30 日：増資 2,500 万円(資本金 22,500 万円)

平成 22 年 3 月 9 日：増資 4,000 万円(資本金 26,500 万円)

c. 大株主の状況(平成 22 年 4 月末日現在)

発行済株式の総数(a) 及び資本金	26,500 株 265,000 千円		
氏名、商号または名称	住 所	保有株式数 (b)	比 率 (b/a)
石 塚 久 美 雄	北海道 札幌市	17,800 株	67.17%
村 山 甲 三 郎	東京都 世田谷区	5,300 株	20.00%

## 2.【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### A.基本方針

当ファンドは、投資家の方々の長期的な資産形成のお手伝いをさせていただくことを目的とし、複数のファンドに分散投資することを基本とします。

#### B.投資態度

運用にあたっては、景気変動のサイクルに沿った、アセットアロケーションの切り替えを大前提とします。厳しい基準に基づいて選択されたファンドを活用し、景気サイクルのダイナミズムを先取りする形で、資産配分を行っていきます。運用成果については、特定のベンチマークを設けることはしません。短期的な市場変動に惑わされることなく、長期的な資産の成長を目指して運用を行います。

#### C.運用の特色

1. 経済の変動のダイナミズムを先取りしたアセットアロケーションを前提にファンドの組成に取り組む方針を一貫して行います。
2. ファンド・オブ・ファンズの対象ファンドの選択に当たっては、ファンド運用方針が明確で、一貫性があることを重視し、ファンド・オブ・ファンズのパフォーマンスへの寄与を明確にします。ファンド選択の基準としては、運用資金が安定的に推移し、そのファンドの顧客から継続して支持を受けていることも重要な条件とします。また、運用内容のチェックとして、基準価額の推移が運用方針と整合性を持っているかどうか重要な判断基準とします。

#### (参考)指定投資信託証券の概要

※下記の概要は、平成22年4月末日現在で委託会社が知りうる情報を基に作成しております。今後、指定投資信託証券の各委託会社(運用会社)の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

※各投資信託証券の詳細につきましては、後述の「(参考)指定投資信託証券について」をご参照ください。

#### [1] さわかみファンド

投資信託協会分類	追加型投信／内外／資産複合
委託会社	さわかみ投信株式会社
ベンチマーク	なし

#### [2] トヨタグループ株式ファンドF(適格機関投資家専用私募)

投資信託協会分類	追加型投信／国内／株式
委託会社	トヨタアセットマネジメント株式会社
ベンチマーク	なし

[3] 社会貢献ファンド(適格機関投資家専用)

投資信託協会分類	私募のため指定されていません。(参考:国内株式型)
委託会社	朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
ベンチマーク	なし

[4] TMA長期投資ファンド(適格機関投資家限定)

投資信託協会分類	追加型投信/内外/資産複合
委託会社	東京海上アセットマネジメント投信株式会社
ベンチマーク	なし

[5] ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA(適格機関投資家限定)

投資信託協会分類	追加型投信/海外/株式
委託会社	日本コムジェスト株式会社
ベンチマーク	なし

[6] ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA(適格機関投資家限定)

投資信託協会分類	追加型投信/海外/株式
委託会社	日本コムジェスト株式会社
ベンチマーク	なし

[7] ALAMCO ハリス グローバル バリュース株ファンド2007(適格機関投資家専用)

投資信託協会分類	私募のため指定されていません。(参考:国際株式型)
委託会社	朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
ベンチマーク	なし

[8] コモンズ30ファンド(適格機関投資家用)

投資信託協会分類	追加型投信/内外/株式
委託会社	コモンズ投信株式会社
ベンチマーク	なし

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成22年4月末日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。今後、指定投資信託証券の各委託会社(運用会社)の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。また、ここに記載した指定投資信託証券は平成22年4月末日現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

※指定投資信託証券の名称について、「(適格機関投資家専用私募)・(適格機関投資家限定)・(適格機関投資家専用)・(適格機関投資家用)」の部分を省略して記載する場合があります。

※指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

種類・項目	さわかみファンド
運用の基本方針	
基本方針	投資家の方々の資産形成をお手伝いするために、円ベースでの信託財産の長期的な成長を図ることを目的としています。
投資対象 および投資制限	国内外の株式等を主要投資対象としますが、投資対象には特に制限を設けず、積極的かつ長期スタンスの運用により信託財産の成長を目指します。
投資態度	運用にあたっては、経済の大きなうねりをとらえて先取り投資することを基本とし、その時点で最も割安と考えられる投資対象に資産を集中配分します。その投資対象資産の中で、将来価値から考えて市場価値が割安と考えられる銘柄に選別投資し、割安が解消するまで持続保有する「バイ・アンド・ホールド型」の長期投資を基本とします。 上記『割安であること』の判断の精度を維持・向上するために、経済全般および個別銘柄について徹底したリサーチ活動を継続します。 当ファンドは運用の成果について目標とするベンチマークは設定しませんし、短期的な成績向上を狙うような無理な投資はしませんが、必要と考えるリスクは敢然と取ります。また、長期的な運用成果を向上させるために、株主総会での議決権行使なども積極的に行っていきます。
収益分配方針	収益の分配は、年に1回とします。 分配金額は、基準価額水準、市況動向、等を勘案して決定します。(分配を行わないこともあります。) 分配金は、税金が差引かれた後で自動的に再投資されます。
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率1.05%(税抜1.00%)
販売手数料	なし
信託財産留保金	1.5%(ただし、一部解約の額が信託財産留保金の控除前で50万円以下の場合に限り、信託財産留保金は控除されません。)
その他の費用	①ファンドに組入れる有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、および売買委託手数料に対する消費税相当額等の費用は、信託財産が負担します。 ②その他、信託事務の処理に要する諸費用、監査費用、受託者の立替えた立替金の利息等は、信託財産から収受する信託報酬より委託会社が支弁します。
その他	
委託会社	さわかみ投信株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第328号 (社)投資信託協会加入/(社)日本証券投資顧問業協会加入
受託会社	NCT 信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第25号 日本証券業協会加入
信託期間	無期限
決算日	毎年8月23日の年1回。休業日にあたる場合には、その翌営業日。

種類・項目	トヨタグループ株式ファンドF(適格機関投資家専用私募)
運用の基本方針	
ファンドの目的	「トヨタグループ株式マザーファンド」受益証券を通じて、トヨタ自動車株式会社及びそのグループ会社(以下、「トヨタ自動車及びそのグループ会社」といいます。)の株式に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。
基本方針	<p>①トヨタ自動車株式会社及びそのグループ会社のうち、主としてわが国の取引所第一部に上場している株式を投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。</p> <p>※グループ会社とは、トヨタ自動車株式会社の有価証券報告書、半期報告書及びこれらに準じる公開情報に開示される連結子会社、持分法適用関連会社をいいます。</p> <p>②ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行ないます。従って、実質的な運用は、マザーファンドで行います。</p> <p>③マザーファンドの受益証券の組入れ比率は、通常の状態でも高位を保つことを基本とします。</p> <p>④株式以外への資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。</p> <p>⑤この信託の設定、解約、投資環境の変動等への対応のため、内外の短期金融商品等に投資することがあります。</p> <p>⑥なお、資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき、グループ会社の定義などに大きな変更があった場合等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>* 当ファンドは、予め定められた一定の方針により投資を行なうファンドであり、銘柄選定や組入率操作等による追加収益を追求するファンドではありません。</p>
投資対象	「トヨタグループ株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の株式などに直接投資することもあります。
投資制限	<p>①株式への投資割合等には制限を設けません。</p> <p>②外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。</p> <p>③新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。</p> <p>④同一銘柄の株式への実質投資割合には、制限を設けません。</p>
収益分配方針	信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率 0.378%(税抜 0.360%)
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	<p>信託財産に関する以下の費用及びそれに付随する消費税など相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支弁されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組入有価証券の売買時の売買委託手数料及び先物・オプション取引に要する費用等</li> <li>・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用(信託財産の規模などを考慮し、かかる費用の一部を委託者の負担とすることができます。)、借入金の利息及び立替金の利息等</li> </ul>
その他	
委託会社	トヨタアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 366 号 (社)投資信託協会加入/(社)日本証券投資顧問業協会加入
受託会社	三菱 UFJ 信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第 33 号 日本証券業協会加入/(社)金融先物取引業協会加入/(社)投資信託協会加入
信託期間	無期限
決算日	毎年 11 月 13 日(休業日の場合は翌営業日)

種類・項目	社会貢献ファンド(適格機関投資家専用)
運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して、運用を行います。
主な投資対象	ALAMCO 社会貢献マザーファンド受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)を主要投資対象とします。
運用方針	①わが国の株式を投資対象とし、ビジネスを通じて社会的課題に積極的に取り組み、社会に貢献する企業の株式に投資するマザーファンド受益証券に投資します。 ②原則として、マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持し、非株式割合(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)は信託財産総額の50%以下とします。ただし、資金動向、市況動向等により、弾力的に変更を行う場合があります。 ③資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合やファンドの投資目的が達成されない場合があります。
投資制限	①株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には制限を設けません。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤外貨建資産への投資は行いません。
収益分配方針	毎決算時(9月20日、ただし、休業日の場合は翌営業日)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。 ①収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。 ②収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率0.84%(税抜0.80%)
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他費用	信託財産に関する以下の費用及びそれに付随する消費税など相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支弁されます。 監査費用(純資産総額に対し、年率0.00525%(税抜0.005%)) ※ただし、年42万円(税抜40万円)を上限とします。監査費用は、監査法人との契約等により変更になることがあります。 ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料及び先物・オプション取引に要する費用等 ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、借入金の利息及び立替金の利息等
その他	
委託会社	朝日ライフ アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第301号 (社)投資信託協会加入/(社)日本証券投資顧問業協会加入
受託会社	みずほ信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第34号 日本証券業協会加入/(社)金融先物取引業協会加入/(社)日本証券投資顧問業協会加入
信託期間	無期限
決算日	毎年9月20日(休業日の場合は翌営業日)

種類・項目	TMA長期投資ファンド(適格機関投資家限定)
運用の基本方針	
基本方針	当ファンドは、投資信託財産の長期的な成長を目指して、運用を行います。
主な投資対象	主として「東京海上長期投資マザーファンド」受益証券に投資を行います。 (参考)マザーファンドの主な投資対象:国内外の株式および国内外の債券
運用方針	<p>&lt;運用の基本方針&gt;</p> <p>この投資信託は、主として「東京海上長期投資マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。</p> <p>&lt;主要投資対象&gt;</p> <p>主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、このほか株式等に直接投資することがあります。</p> <p>&lt;投資態度&gt;</p> <p>①国内外の株式および国内外の債券を主要投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。</p> <p>②当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。</p> <p>③実質組入外貨建資産に対しては、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>④資金動向、市況動向等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。</p>
主な投資制限	① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益分配方針	無分配
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率 0.49875% (税抜 0.475%)
販売手数料	なし
信託財産留保金	解約時の基準価額の 0.3%
その他費用	監査報酬(純資産総額に対し、税込年 0.0105%(上限 31.5 万円)、有価証券売買時の売買委託手数料、信託事務等に要する諸費用等をファンドの信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。
その他	
委託会社	東京海上アセットマネジメント投信株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 361 号 (社)投資信託協会加入/(社)日本証券投資顧問業協会加入
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社(日本トラスティー・サービス信託銀行に再信託) 金融商品取引業者 関東財務局長(登金)第 15 号
信託期間	無期限
決算日	毎年 5 月 15 日(休業日の場合は翌営業日)

種類・項目	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA(適格機関投資家限定)
運用の基本方針	
投資対象	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
運用方針	<p>① コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通して、主としてヨーロッパ諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。</p> <p>② 親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。</p> <p>③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>④ 信託財産が運用対象とする有価証券または信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するための有価証券先物取引等を行いません。</p> <p>⑤ 有価証券の貸付は行いません。</p>
投資制限	<p>① 株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 投資信託証券(親投資信託の受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>④ 新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>⑤ 同一銘柄の新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>⑥ 同一銘柄の転換社債への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>⑦ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>⑧ 外国為替予約取引は約款第25条※の範囲で行います。</p> <p>※約款第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産(親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。</p> <p>⑨ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。</p>
収益分配方針	<p>毎決算時(原則として12月25日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。</p> <p>② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。</p> <p>③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率1.05%(税抜1.00%)
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他費用	<p>信託財産に関する以下の費用及びそれに付随する消費税など相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支弁されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組入有価証券の売買時の売買委託手数料等</li> <li>・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用(信託財産の規模などを考慮し、かかる費用の一部を委託者の負担とすることができます。)</li> <li>・借入金の利息及び立替金の利息等</li> </ul>
その他	
委託会社	日本コムジェスト株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1696号 (社)投資信託協会加入
受託会社	NCT 信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第25号 日本証券業協会加入
信託期間	無期限
決算日	毎年12月25日(休業日の場合は翌営業日)

種類・項目	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA(適格機関投資家限定)
運用の基本方針	
投資対象	ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
運用方針	<p>① コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通して、主として新興諸国の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。</p> <p>② 親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本としますが、相場環境によっては親投資信託の組入比率の調整を行います。</p> <p>③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>④ 信託財産が運用対象とする有価証券または信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するための有価証券先物取引等を行いません。</p> <p>⑤ 有価証券の貸付は行いません。</p>
投資制限	<p>① 株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 投資信託証券(親投資信託の受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>④ 新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>⑤ 同一銘柄の新株引受権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>⑥ 同一銘柄の転換社債への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>⑦ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>⑧ 外国為替予約取引は約款第25条※の範囲で行います。</p> <p>※約款第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産(親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。</p> <p>⑨ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。</p>
収益分配方針	<p>毎決算時(原則として12月25日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。</p> <p>② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。</p> <p>③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率1.05%(税抜1.00%)
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他費用	<p>信託財産に関する以下の費用及びそれに付随する消費税など相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支弁されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組入有価証券の売買時の売買委託手数料等</li> <li>・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用(信託財産の規模などを考慮し、かかる費用の一部を委託者の負担とすることができます。)</li> <li>・借入金の利息及び立替金の利息等</li> </ul>
その他	
委託会社	日本コムジェスト株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1696号 (社)投資信託協会加入
受託会社	NCT 信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第25号 日本証券業協会加入
信託期間	無期限
決算日	毎年12月25日(休業日の場合は翌営業日)

種類・項目	ALAMCO ハリス グローバル バリュース株ファンド 2007(適格機関投資家専用)
運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
投資対象	ALAMCO ハリス グローバル バリュース株マザーファンド受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)を主要投資対象とします。
投資態度	①ハリス・アソシエイツ・エル・ピーに外貨建資産の運用指図権限を委託しているマザーファンド受益証券への投資を通して、主として日本を除く世界各国の株式のうち、時価総額の大きな銘柄にグローバルな視点で投資し、値上がり益の獲得および配当等収益の確保を目指して運用を行います。 ②マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、資金の流入出動向によっては、マザーファンド受益証券の組入比率を高位に維持できない場合があります。 ③外貨建資産については、原則として、対円で為替ヘッジは行いません。なお、対米ドルでは、円以外の通貨にかかる為替予約取引を行うことがあります。 ④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合や、ファンドの投資目的が達成されない場合があります。 ⑤信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金等の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れを行うことができます。
投資制限	①株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④約款第30条に定める場合を除き、外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ⑤同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑦同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑧有価証券先物取引等は、約款第24条の範囲で行います。 ⑨スワップ取引は、約款第25条の範囲で行います。 ⑩金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第26条の範囲で行います。
収益分配方針	毎決算時(3月9日。ただし、休業日の場合は翌営業日)に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。 ①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)を含みます。)および売買益(評価損益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。 ②収益分配金は、委託者が、基準価額水準、市況動向、運用状況等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないこともあります。 ③収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率1.365%(税抜1.30%)
販売手数料	なし
信託財産留保金	解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%
監査報酬	純資産総額に対し、年率0.00525%(税抜0.005%) ※ただし、年42万円(税抜40万円)を上限とします。監査費用は、監査法人との契約等により変更になることがあります。
その他の費用	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引・スワップ取引・金利先渡取引・為替先渡取引に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用、公社債の借入れにかかる費用、借入金の利息ならびに外国為替予約取引に要する費用等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。これらの費用に消費税等がかかる場合は、その消費税等相当額を信託財産中から支弁します。これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。
その他	
委託会社	朝日ライフアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第301号 (社)投資信託協会加入/(社)日本証券投資顧問業協会加入
受託会社	みずほ信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第34号 日本証券業協会加入/(社)日本証券投資顧問業協会加入/(社)金融先物取引業協会加入
投資顧問会社	ハリス・アソシエイツ・エル・ピー
信託期間	無期限
決算日	毎年3月9日(休業日の場合は翌営業日)

種類・項目	コモンズ 30 ファンド(適格機関投資家用)
運用の基本方針	
投資対象	親投資信託である「コモンズ30マザーファンド」(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	<p>①主としてマザーファンドの受益証券に投資することで、国内外の金融商品取引所に上場されている株式に実質的に投資を行ない、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。</p> <p>②マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちますが、資金動向、市場動向によっては、国内外の株式等に直接投資する場合があります。</p> <p>③運用の基本方針となるベンチマークは設定しません。</p> <p>④株式への実質投資割合は、通常の状態では投資信託財産の30%以上で機動的に変更できるものとします。</p> <p>⑤大量の解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備にはいったとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。</p>
投資制限	<p>①株式への実質投資割合には、制限をもうけません。</p> <p>②外貨建資産の実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>③投資信託証券(但し、マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>④先物取引等は約款第 23 条の範囲で行います。</p> <p>⑤スワップ取引は、約款第 24 条の範囲で行います。</p> <p>⑥金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第 25 条の範囲で行います。</p>
収益分配方針	<p>年 1 回の毎決算時に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。</p> <p>当ファンドは分配金再投資専用です。よって、分配金は税金が差引かれた後、自動的に再投資されます。なお、収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。</p>
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対して年 0.63%(税抜 年 0.60%)
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	信託事務の処理に要する諸費用等は、投資信託財産中から支弁します。また、この信託の監査にかかる費用として、純資産総額の年 0.05%(税抜き)または 32 万円(税抜き)を上限として負担いただきます。
その他	
委託会社	コモンズ投信株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2061 号 (社)投資信託協会加入
受託会社	株式会社りそな銀行 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第 3 号 日本証券業協会加入/ (社)金融先物取引業協会加入
信託期間	無制限
決算日	毎年 1 月 18 日(休業日の場合は翌営業日)

(参考)指定投資信託証券の委託会社について

以下はファンドが投資を行なう指定投資信託証券の委託会社の沿革について、平成22年4月末日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

〔さわかみ投信株式会社〕

平成08年(1996年)07月	さわかみ投資顧問(株)を設立、投資顧問業の登録
平成11年(1999年)04月	商号をさわかみ投信(株)に変更
平成11年(1999年)05月	投資一任業務の認可、投資信託委託業務の認可
平成11年(1999年)08月	「さわかみファンド」設定
平成19年(2007年)09月	金融商品取引業の登録

〔トヨタアセットマネジメント株式会社〕

平成02年(1990年)02月	千代田火災投資顧問(株)を設立
平成04年(1992年)03月	投資一任業務認可取得
平成11年(1999年)09月	商号を千代田火災アセットマネジメント(株)に変更
平成11年(1999年)12月	証券投資信託業の認可を取得
平成12年(2000年)06月	商号をトヨタアセットマネジメント(株)に変更
平成13年(2001年)03月	公募投信の設定、運用を開始
平成19年(2007年)09月	金融商品取引業の登録

〔朝日ライフ アセットマネジメント株式会社〕

昭和60年(1985年)07月	会社設立
昭和62年(1987年)02月	証券投資顧問業の登録
昭和62年(1987年)06月	投資一任契約に係る業務の認可取得
平成11年(1999年)04月	商号を朝日ライフ アセットマネジメント(株)に変更
平成11年(1999年)04月	証券投資信託委託業の認可取得
平成19年(2007年)09月	金融商品取引業の登録

〔東京海上アセットマネジメント投信株式会社〕

昭和60年(1985年)12月	東京海上エム・シー投資顧問株式会社を設立
昭和62年(1987年)02月	投資助言業者として登録
昭和62年(1987年)06月	投資一任業務認可取得
平成10年(1998年)05月	東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更、投信業務免許取得
平成19年(2007年)09月	金融商品取引業の登録

〔日本コムジェスト株式会社〕

平成19年(2007年)03月	日本コムジェスト株式会社設立
平成19年(2007年)12月	金融商品取引業の登録

〔コモンズ投信株式会社〕

平成 19 年(2007 年)11 月 コモンズ投信株式会社設立

平成 20 年(2008 年)10 月 金融商品取引業の登録

## (2)【投資対象】

主として国内外の株式等を投資対象とする投資信託証券を投資対象とします。当ファンドは、以下に示す投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます)を主要投資対象とします。

指定投資信託証券

- ・さわかみファンド
- ・トヨタグループ株式ファンドF(適格機関投資家専用私募)
- ・社会貢献ファンド(適格機関投資家専用)
- ・TMA長期投資ファンド(適格機関投資家限定)
- ・ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA(適格機関投資家限定)
- ・ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA(適格機関投資家限定)
- ・ALAMCO ハリス グローバル バリュース株ファンド 2007(適格機関投資家専用)
- ・コモンズ 30 ファンド(適格機関投資家用)

\* 上記は平成 22 年 4 月末日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰り上げ償還により除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに追加となる場合等があります。

\* 指定投資信託証券の中には、直接市場に投資するものも、ファミリーファンド方式でマザーファンドを通じて投資するものもあります。

\* なお デリバティブの直接利用は行いません。

### ① 投資の対象とする資産の種類(約款第 13 条)

- a. 有価証券
- b. 金銭債権
- c. 約束手形
- d. 為替手形

### ② 投資対象とする有価証券(約款第 14 条)

1. 別に定める証券投資信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。以下「投資信託証券」といいます。)または、外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。)
2. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
3. 外国又は外国法人の発行する証券又は証書で、前号の性質を有するもの
4. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株予約権証券と社債券とが一体となった新株予約権付社債券の新株予約権証券および短期社債等を除きます。)なお、第 4 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。)

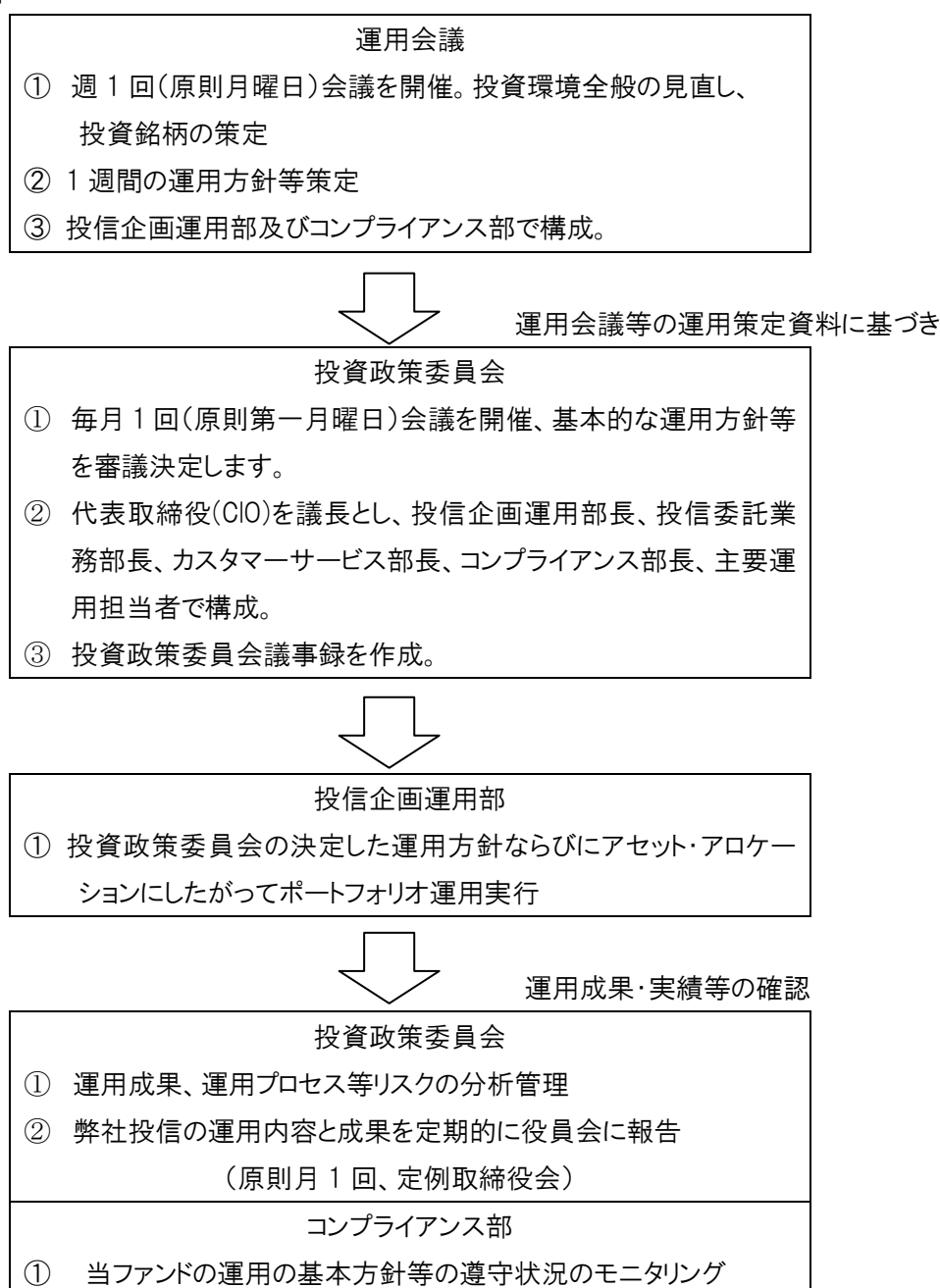
③ 投資対象とする金融商品

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3.コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④ その他の投資対象

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産に属する外貨建資産についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(3)【運用体制】



\*運用体制は平成22年4月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

\*当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利害相反となる取引の防止を目的として、社内諸規則を設けております。

#### (4)【分配方針】

##### ① 収益分配方針

当ファンドは、毎決算時(毎年8月31日の年1回。休業日にあたる場合には、その翌営業日。)に原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

##### a. 分配対象額の範囲

繰越分を含めた利子・配当収入及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

##### b. 分配対象額についての分配方針

委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。(分配を行わないこともあります。)

##### c. 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった利益の運用については、特に制限を設けません。委託会社の判断に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

##### ② 当ファンドは分配金再投資専用です。収益分配金は所得税及び地方税を控除した金額を、ファンドの受益権の取得申込金として、各受益者(販売会社を含みます。)毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。

\* 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし)に支払われ、税引き後再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### (5)【投資制限】

- ・株式への直接投資は行いません。
- ・投資信託証券への投資割合等には制限を設けませんが、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の50以上となる投資の指図をしません。
- ・信用取引の指図は行いません。
- ・資金の借入れを行うことができます。当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。

### 3. 【投資リスク】

- ① 当ファンドは、株式などに投資する投資信託証券に投資しますので、ファンドの基準価額は、株式の価格変動等の影響により変動し、下落する場合があります。したがって、投資家の皆様の投資元金が保証されているものではありません。

② 投資対象とする投資信託の主なリスクは以下の通りです。

a. 価格変動リスク

一般に株式の価格は、国内及び国外の経済・政治情勢等の影響を受け変動します。また 公社債は、金利変動により債券価格が変動するリスクがあります。一般に金利低下時には債券価格が上昇し、逆に金利上昇時には債券価格が下落する傾向があります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行条件等によりばらつきがあります。

b. 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組み入れ銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不足の損失を被るリスクがあります。

c. ビジネスリスク

一般に、投資した企業の経営等に重大な危険が生じた場合やそれらに関する当該企業に対する外部評価の変化等により、当該企業の株価が下落し、損失を被るリスクがあります。

d. 為替変動リスク及びカントリーリスク

外貨建て資産を保有する場合は、当該通貨と、円との為替変動の影響を受け損失を生ずる事があり得ます。また、当該国・地域の政治・経済及び社会情勢等の変化により市場に大きな混乱が生じた場合、重大な損失が生ずるリスクがあります。

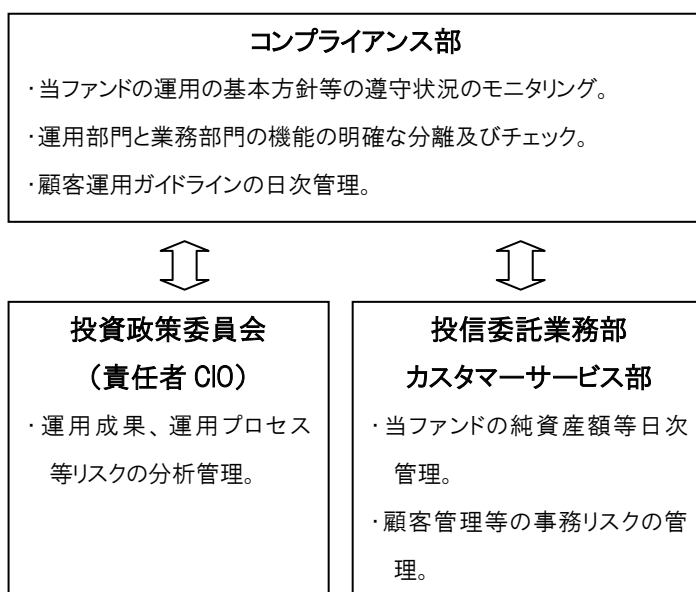
e. ファンド資産の流失によるリスク

多額の解約が一時的にあった場合には、資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際に当該売却の注文が市場価格に影響を与えること等により損失を被るリスクがあります。

\* ファンドが投資対象とする投資信託は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

③ リスク管理体制

弊社におけるリスク管理体制は以下の通りです。



\* リスク管理体制は、平成 22 年 4 月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

#### 4.【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

該当事項はありません。

##### (2)【換金(解約)手数料】

該当事項はありません。

##### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 90 の率 (当初)に消費税及び地方消費税を加算した年 10,000 分の 94.5 の率を乗じて得た額とします。設定元本部分が増加した際の信託報酬の総額、信託報酬にかかる委託会社、受託会社及び販売会社間の配分は次のとおりとなります。

時期	項目	費用・税金				
		純資産総額が	信託報酬の総額	委託会社	受託会社	販売会社
毎日	信託報酬の総額及び配分(純資産総額に対し)	250億円まで	年率0.9450 (税抜 0.9000%)	年率0.4620 (税抜 0.4400%)	年率0.1050 (税抜 0.1000%)	年率0.3780 (税抜 0.3600%)
		250億円超 500億円まで	0.8925% (税抜 0.8500%)	0.4515% (税抜 0.4300%)	0.0945% (税抜 0.0900%)	0.3465% (税抜 0.3300%)
		500億円超 750億円まで	0.8400% (税抜 0.8000%)	0.4410% (税抜 0.4200%)	0.0840% (税抜 0.0800%)	0.3150% (税抜 0.3000%)
		750億円超 1000億円まで	0.7875% (税抜 0.7500%)	0.4305% (税抜 0.4100%)	0.0735% (税抜 0.0700%)	0.2835% (税抜 0.2700%)
		1000億円超	0.7350% (税抜 0.7000%)	0.4200% (税抜 0.4000%)	0.0630% (税抜 0.0600%)	0.2520% (税抜 0.2400%)

・信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月の終了日(当該日が休業日のときは翌営業日とします。)及び毎計算期末又は信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。

・信託報酬に対する消費税相当額等の費用を信託財産は負担します。

※税額は平成 22 年 4 月末日現在のものであり、税法が改正された場合は、その内容が変更されることがあります。

※この他にファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

※実質的な信託報酬は信託財産の純資産総額に対して概算で年 1.6%±0.3%です。当ファンドは他のファンドを投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬を含めてお客様が 実質的に負担する信託報酬を算出しております。

(参考)ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬(平成 22 年 4 月末日現在)

指定投資信託証券の名称	信託報酬(年率)
さわかみファンド	1.05%(税抜 1.00%)
トヨタグループ株式ファンドF(適格機関投資家専用私募)	0.378%(税抜 0.360%)
社会貢献ファンド(適格機関投資家専用)	0.84%(税抜 0.80%)
TMA長期投資ファンド(適格機関投資家限定)	0.49875%(税抜 0.475%)
ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA(適格機関投資家限定)	1.05%(税抜 1.00%)
ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA (適格機関投資家限定)	1.05%(税抜 1.00%)
ALAMCO ハリス グローバル バリュース株ファンド 2007 (適格機関投資家専用)	1.365%(税抜 1.30%)
commons 30 ファンド(適格機関投資家用)	0.63%(税抜 0.6%)

#### (4)【その他の手数料等】

- ① 信託財産で間接的に負担する(信託財産中から支弁される)費用、税金、ファンドに組入れる有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、及び売買委託手数料に対する消費税相当額等の費用は、信託財産が負担します。
- ② その他  
その他、信託事務の処理に要する諸費用、監査費用、受託会社の立替えた立替金の利息等は、信託財産から收受する信託報酬より委託会社が支弁します。

#### (5)【課税上の取扱い】

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、その内容が変更されることがあります。

##### ◇ 個人、法人別の課税の取扱いについて

##### <個人の受益者に対する課税>

【平成 23 年 12 月 31 日まで】

##### ①収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、10%(所得税7%および地方税3%)の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。

##### ②解約時および償還時の課税

譲渡益(解約価額および償還価額から取得費(申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。)を控除した利益をいいます。)については、譲渡所得として 10%(所得税7%および地方税3%)の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。

※解約時および償還時の損失については、収益分配金・上場株式等の譲渡益等との損益通算の仕組みがあります。

【平成 24 年 1 月 1 日以降】

①収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。

②解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として 20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。

※解約時および償還時の損失については、収益分配金・上場株式等の譲渡益等との損益通算の仕組みがあります。

<法人の受益者に対する課税>

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、軽減税率が適用され 7%（所得税 7%）の税率で源泉徴収されます。なお、上記 7%の税率は平成 24 年 1 月 1 日からは、15%（所得税 15%）となります。地方税の源泉徴収はありません。
- ・益金不参入制度は適用されません。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については税務署等にご確認下さい。

◇ 個別元本について

- ① 追加型株式投資信託について、受託会社毎の信託時の受益権の価額等（販売手数料及び当該販売手数料にかかる消費税等相当額は含みません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の<収益分配金の課税について>をご参照下さい。）

<収益分配金の課税について>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。受益者が収益分配金を受取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の

基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

(ご参考)《お客様に直接ご負担いただく費用・税金》

時期	項目	費用	税金
買付時	申込手数料	—	—
換金時 (解約請求)	信託財産留保金	—	—

【平成 23 年 12 月 31 日まで】

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税	—	普通分配金×10%※
換金時 (解約請求)	所得税および地方税	—	換金時の差益に対して 10%※
償還時	所得税および地方税	—	償還時の差益に対して 10%※

※個人投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合は税率等が異なります。詳しくは前述の「法人の受益者に対する課税」をご覧ください。

【平成 24 年 1 月 1 日以降】

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税	—	普通分配金×20%※
換金時 (解約請求)	所得税および地方税	—	換金時の差益に対して 20%※
償還時	所得税および地方税	—	償還時の差益に対して 20%※

※個人投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合は税率等が異なります。

※ 税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

## 5.【運用状況】

以下は平成 22 年 4 月末現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	6,380,331,082	83.89
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)	—	1,225,470,737	16.11
合計(純資産総額)		7,605,801,819	100

### (2)【投資資産】

#### ①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価	簿価 金額	評価 単価	評価 金額	投資 比率
1	日本	投資信託 受益証券	さわかみファンド	(口) 1,359,313,867	(円) 12,868.00	(円) 1,749,165,084	(円) 13,643	(円) 1,854,511,908	(%) 24.38
2	日本	投資信託 受益証券	トヨタグループ株式 ファンドF	1,393,960,447	10,530.00	1,467,840,350	10,121	1,410,827,368	18.55
3	日本	投資信託 受益証券	社会貢献ファンド	1,571,542,949	8,985.00	1,412,031,339	9,678	1,520,939,266	20.00
4	日本	投資信託 受益証券	TMA長期投資ファ ンド	999,357,345	7,777.66	777,266,183	8,369	836,362,162	11.00
5	日本	投資信託 受益証券	ニッポンコムジェス ト・ヨーロッパ・ファ ンドSA	184,938,815	7,534.49	139,342,008	7,961	147,229,790	1.94
6	日本	投資信託 受益証券	ニッポンコムジェス ト・エマージングマー ケッツ・ファンドSA	303,168,751	8,650.61	262,259,532	9,570	290,132,494	3.81
7	日本	投資信託 受益証券	ALAMCO ハリス グロ ーバルバリュー	293,893,320	6,398.44	188,045,907	7,313	214,924,184	2.83
8	日本	投資信託 受益証券	コモنز30ファン ド	98,352,067	10,167.55	100,000,000	10,717	105,403,910	1.39

参考資料

● 組入ファンドの株式組入上位 10 銘柄(平成 22 年 4 月末日現在)

「さわかみファンド」

	銘柄名	業種	組入比率
1	商船三井	海運業	4.22%
2	リコー	電気機器	3.80%
3	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	3.36%
4	パナソニック	電気機器	3.23%
5	全日本空輸	空運業	3.11%
6	トヨタ自動車	輸送用機器	3.07%
7	花王	化学	2.74%
8	三菱重工業	機械	2.73%
9	ブリヂストン	ゴム製品	2.53%
10	SUMCO	金属製品	2.48%

\* 上記組入比率は、純資産総額に対する比率です。

「トヨタグループ株式ファンドF(適格機関投資家専用私募)」

トヨタグループ株式マザーファンドの株式組入上位 10 銘柄

	銘柄名	業種	保有比率
1	トヨタ自動車	輸送用機器	49.17%
2	デンソー	輸送用機器	17.20%
3	豊田自動織機	輸送用機器	6.31%
4	アイシン精機	輸送用機器	5.95%
5	豊田通商	卸売業	3.53%
6	ダイハツ工業	輸送用機器	2.73%
7	ジェイテクト	機械	2.47%
8	豊田合成	輸送用機器	2.40%
9	トヨタ紡績	輸送用機器	2.23%
10	日野自動車	輸送用機器	1.94%

\* 上記保有比率は、現物株式組入れ=100%とした各銘柄の比率です。

「社会貢献ファンド(適格機関投資家専用)」

ALAMCO 社会貢献マザーファンドの株式組入上位 10 銘柄

	銘柄名	業種	構成比率
1	堀場製作所	電気機器	4.0%
2	リコー	電気機器	3.1%
3	キヤノン	電気機器	3.1%
4	トクヤマ	化学	3.0%
5	マキタ	機械	3.0%
6	アマダ	機械	3.0%
7	DOWAホールディングス	非鉄金属	2.9%
8	クラレ	化学	2.9%
9	住友金属工業	鉄鋼	2.8%
10	高砂熱学工業	建設業	2.8%

\* 上記構成比率は、現物株式ポートフォリオに占める比率です。

「TMA長期投資ファンド(適格機関投資家限定)」

	銘柄名	業種	構成比率
1	キーエンス	産業用エレクトロニクス	3.5%
2	BARRICK GOLD CORP	素材	3.5%
3	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL A	保険	3.4%
4	信越化学工業	基礎素材	3.2%
5	テルモ	医薬品・ヘルスケア	3.0%
6	セブン銀行	銀行	2.9%
7	花王	家庭用品	2.9%
8	デンソー	自動車	2.6%
9	シマノ	機械	2.5%
10	NESTLE SA-REGISTERED	食品・飲料・タバコ	2.5%

※ 比率は、マザーファンドにおける純資産総額に占める割合です。

「ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA(適格機関投資家限定)」

	銘柄名	業種	構成比率
1	DANONE	生活必需品	7.0%
2	CAPITA GROUP PLC	資本財・サービス	6.6%
3	SYNTHES INC	ヘルスケア	6.1%
4	ESSILOR INTL	ヘルスケア	5.5%
5	RECKITT BENCKISER	生活必需品	5.2%
6	ROCHE HOLDING AG	ヘルスケア	5.1%
7	SAP AG	情報技術	4.9%
8	HENNES & MAURITZ AB	一般消費財・サービス	4.5%
9	SODEXO	一般消費財・サービス	4.1%
10	NOVO NORDISK A/S-B	ヘルスケア	3.9%

※ 比率は、マザーファンドにおける純資産総額に占める割合です。

「ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA(適格機関投資家限定)」

	銘柄名	業種	構成比率
1	MTN GROUP LTD	電気通信サービス	4.7%
2	JBS SA	生活必需品	4.4%
3	TAIWAN SEMICONDUCTOR-ADR	情報技術	4.0%
4	GOLD FIELDS LTD	素材	3.5%
5	CHINA MOBILE LTD	電気通信サービス	3.5%
6	ANGLOGOLD ASHANTI LTD	素材	3.2%
7	BUNGE LTD	生活必需品	3.1%
8	HTC CORP	情報技術	3.1%
9	GRUPO TELEVISA-ADR	一般消費財・サービス	3.0%
10	MOBILE TELESYSTEMS-ADR	電気通信サービス	3.0%

※ 比率は、マザーファンドにおける純資産総額に占める割合です。

「ALAMCO ハリス グローバル バリューストックファンド 2007(適格機関投資家専用)」

	銘柄名	業種	構成比率
1	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	6.5%
2	CARNIVAL CORP	消費者サービス	4.1%
3	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	各種金融	3.7%
4	JULIUS BAER GROUP LTD	各種金融	3.6%
5	APPLIED MATERIALS	半導体・半導体製造装置	3.5%
6	FRANKLIN RESOURCES INC	各種金融	3.4%
7	ALLIANZ SE	保険	3.2%
8	HEWLETT PACKARD CO	テクノロジー・ハードウェア および機器	3.2%
9	CIE FINANCIERE RICHEMON-BR A	耐久消費財・アパレル	3.1%
10	SAP AG	ソフトウェア・サービス	3.1%

\* 上記構成比率は、現物株式ポートフォリオに占める比率です。

「 commons30(適格機関投資家用)」

株式組入れ銘柄の公開がされていないので、掲載していません。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券	—	83.89
合 計		83.89

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成 22 年 4 月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総 額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成 16 年 9 月 1 日)	161,533,737	—	1.0000	—
第1期 (平成 17 年 8 月 31 日)	813,453,652	-	1.0705	-
第2期 (平成 18 年 8 月 31 日)	3,255,488,912	-	1.2526	-
第3期 (平成 19 年 8 月 31 日)	6,857,065,724	-	1.2681	-
第4期 (平成 20 年 9 月 1 日)	6,847,698,905	-	1.0075	-
第5期 (平成 21 年 8 月 31 日)	7,075,133,780	-	0.8878	-
平成 21 年 4 月末日	5,722,547,435	-	0.7530	—
5 月末日	6,173,802,588	-	0.8034	—
6 月末日	6,393,029,301	-	0.8178	—
7 月末日	6,789,422,757	-	0.8596	—
8 月末日	7,075,133,780	-	0.8878	—
9 月末日	6,875,469,801	-	0.8565	—
10 月末日	6,797,195,983	—	0.8423	—
11 月末日	6,442,843,827	—	0.7941	—
12 月末日	7,194,960,757	—	0.8857	—
平成 22 年 1 月末日	7,095,590,080	—	0.8673	—
2 月末日(※)	6,931,370,522	—	0.8410	—
3 月末日	7,658,997,646	—	0.9234	—
4 月末日	7,605,801,819	—	0.9163	—

※2 月末日数値については中間決算応答日(2/28)の数値を使用

## ②【分配の推移】

期	1口当たり分配金(円)
第1期	0.0000円
第2期	0.0000円
第3期	0.0000円
第4期	0.0000円
第5期	0.0000円

## ③【収益率の推移】

期	収益率(%)
第1期	7.05%
第2期	17.01%
第3期	1.24%
第4期	△20.55%
第5期	△11.88%
第6期(中間期)	△5.27%

(注)収益率は、以下の計算式により算出しております。

$$\text{収益率} = (\text{計算期間末の基準価額} - \text{当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額}) \div \text{前期末の基準価額} \times 100$$

第1期は、前期末の基準価額ではなく設定日の基準価額にて計算しております。

なお、小数点以下3桁目を四捨五入し、小数点以下2桁目まで表示しております。

## 6. 【手続等の概要】

### (1) 申込(販売)手続等

- ① 取得申込みの受付は原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。
- ② 受益権の販売単位は1千円以上1円単位とします。
- ③ 買い付け口数の計算に用いる当該受益権の販売価額は、申込日の翌々営業日における基準価額とします。  
なお、申込手数料については「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金(1) 申込手数料」をご参照ください。
- ④ 取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、買付のお申込みを制限すること、および当該取得申込みの受付を中止すること、ならびに既に受付けた買付のお申込みの受付を取り消す場合があります。

※ 取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振

替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託会社および販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

- ⑤ 当ファンドのお取引については、金融商品取引法第 37 条の 6 に定める「書面による契約の解除」(いわゆる「クーリング・オフ」)の適用はありません。

## (2)換金(解約)手続等

当ファンドは、原則としてファンドの設定日以降のいつでも換金することができます。

- ① 受益者は、委託会社に 1 円以上 1 円単位の『金額指定』、または『全額換金』の指示をもって、一部解約の請求をすることができます。(『金額指定』解約の場合、計算時に口座残高が請求金額に満たない場合には、自動的に『全額換金』として処理されます。)
- ② 当該解約口数の計算には原則として申込日の翌々営業日における基準価額を用い、解約口数の計算で生ずる 1 口未満の端数金額は切上げます。  
基準価額は、委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。
- ③ 申し込みの受付は原則として午後 3 時までとします。受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。
- ④ 一部解約実行の請求を受付けた場合には、委託会社はこの信託契約の一部を解約します。解約は、原則として解約の実行の請求を受付けた日から起算して 6 営業日目から支払われます。
- ⑤ 委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の解約請求の受け付けを中止することがあります。その場合、受益者は解約請求の受付中止以前に行なった当日の解約の受け付けを撤回できるものとします。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約請求の受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。

※一部解約の実行の請求は、振替受益権をもって行うものとします。当該請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

上記(1)及び(2)の詳細については、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

[照会先]

・ありがとう投信株式会社

電話

03-5807-9710

ホームページ

<http://www.39asset.co.jp/>

## 7.【管理及び運営の概要】

### (1)資産の評価

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下、「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。
- ② 基準価額(受益証券 1 口当りの純資産価額を表示したものは、毎営業日に委託会社及び販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は、原則として翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は 1 万口単位で表示されたものが発表されます。

[照会先]

・ありがとう投信株式会社

電話 03-5807-9710

ホームページ <http://www.39asset.co.jp/>

- ③ 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

### (2)保管

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

### (3)信託期間

信託期間は、無期限です。(平成 16 年 9 月 1 日設定)。

ただし、後述「(6) [その他] ① 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

### (4)計算期間

計算期間は、原則として毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までとします。なお、計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、後述「(6)[その他]① 信託の終了」による解約の日までとします。

### (5)受益者の権利等

受益者は、主な権利として収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権及び換金(解約)請求権を有しています。

詳細は「第三部 ファンドの詳細情報 第3 管理及び運営 2 [受益者の権利等]」をご参照ください。

## (6)その他

### ① 信託の終了

- a. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、若しくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前項の事項 a.について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、a.の信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. c.から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、c.の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- g. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- h. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「② 信託約款の変更d.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- i. 後述の「⑤ 受託会社の辞任及び解任に伴う取扱いb.」に該当することとなったときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

### ② 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前項の変更事項のうちその内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内、委託会社に異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える時は、a.の信託約款の変更をしません。

- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしない事としたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記 a.～e.の規定に従います。
- g. 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして前記 a.～e.の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、前記 b.の書面の交付を原則として行ないません。

### ③ 運用報告書等の作成

当ファンドについて、法令の定めるところにより、計算期間の終了毎に有価証券報告書を、計算期間開始後6ヶ月経過毎に半期報告書を作成します。また委託会社は「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、付属明細表並びに運用報告書に関する規則」の定めるところにより、計算期間の終了毎に運用報告書を作成し、かつ、知られたる受益者に交付します。

### ④ 信託財産に関する報告

受託会社は、毎決算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。また、受託会社は、信託終了のときには最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

### ⑤ 受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託会社は上記②の規定に従い、新受託会社を選任します。
- b. 委託会社が新受託会社を選任することができないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

### ⑥ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

### ⑦ ワラント、新受益証券予約権またはオプション

ワラント・新受益証券予約権またはオプションの発行に基いてファンド証券を買付ける権利は受益者に付与されません。

### ⑧ 委託会社の営業譲渡及び承継に伴う取扱い

委託会社は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡

することがあります。また、委託会社は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

⑨ 信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

⑩ 反対者の買取請求権

信託契約の解約(前述の(6)[その他]① 信託の終了)、または信託約款の変更(同② 信託約款の変更)を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

## 第2【財務ハイライト情報】

○以下の情報は、「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」および「中間財務諸表」から抜粋して記載したものです。

○ファンドの「財務諸表」および「中間財務諸表」については、はイデア監査法人による監査及び中間監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」および「中間財務諸表」に添付されています。

### 1【貸借対照表】

区分	第4期	第5期
	平成20年9月1日現在	平成21年8月31日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	970,312	819,341
コール・ローン	583,000,000	1,308,000,000
投資信託受益証券	6,297,605,509	5,795,950,403
流動資産合計	6,881,575,821	7,104,769,744
資産合計	6,881,575,821	7,104,769,744
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,199,998	853,883
未払受託者報酬	3,630,733	3,197,972
未払委託者報酬	29,046,185	25,584,109
流動負債合計	33,876,916	29,635,964
負債合計	33,876,916	29,635,964
純資産の部		
元本等		
元本	6,796,892,299	7,969,501,587
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	50,806,606	△894,367,807
(分配準備積立金)	(199,968,882)	(191,079,023)
(当期損失)	(△1,569,035,454)	(△647,161,730)
剰余金合計	50,806,606	△894,367,807
元本等合計	6,847,698,905	7,075,133,780
純資産合計	6,847,698,905	7,075,133,780
負債・純資産合計	6,881,575,821	7,104,769,744

## 2【損益及び剰余金計算書】

区分	第4期	第5期
	自平成19年9月1日 至平成20年9月1日	自平成20年9月2日 至平成21年8月31日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取配当金	3,585,000	—
受取利息	1,624,973	911,370
有価証券売買等損益	△1,508,596,649	△594,768,206
営業収益合計	△1,503,386,676	△593,856,836
営業費用		
受託者報酬	8,748,895	5,922,689
委託者報酬	56,899,883	47,382,205
営業費用合計	65,648,778	53,304,894
営業利益又は営業損失(△)	△1,569,035,454	△647,161,730
経常利益又は経常損失(△)	△1,569,035,454	△647,161,730
当期純利益又は当期純損失(△)	△1,569,035,454	△647,161,730
一部解約に伴う当期純利益分配額又は 一部解約に伴う当期純損失分配額(△)	△34,877,372	△70,377,684
期首剰余金	1,449,743,336	50,806,606
剰余金増加額	227,740,249	5,037,690
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)	( — )	( 5,037,690 )
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	( 227,740,249 )	( — )
剰余金減少額	92,518,897	373,428,057
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	( 92,518,897 )	( — )
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)	( — )	( 373,428,057 )
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	50,806,606	△894,367,807

## 3【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第4期	第5期
	自平成19年9月1日 至平成20年9月1日	自平成20年9月2日 至平成21年8月31日
1 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間 末日の前営業日の基準価額で評価 しております。	投資信託受益証券 同左

2 その他財務諸表 作成のための基本 となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成 20 年 8 月 31 日が休日のため、当計算期間末日を平成 20 年 9 月 1 日としております。	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は前期末が休日のため、平成 20 年 9 月 2 日から平成 21 年 8 月 31 日までとなっております。
-----------------------------------	--	--

中間財務諸表

ありがとうファンド

(1) 【中間貸借対照表】

区 分	第 5 期中間計算期間末 平成 21 年 3 月 1 日現在 金 額 (円)	第 6 期中間計算期間末 平成 22 年 2 月 28 日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,800,785	976,715
コール・ローン	753,000,000	1,303,000,000
投資信託受益証券	4,204,703,146	5,661,972,749
未収利息	-	3,568
流動資産合計	4,959,503,931	6,965,953,032
資産合計	4,959,503,931	6,965,953,032
負債の部		
流動負債		
未払解約金	606,891	1,937,188
未払受託者報酬	2,710,525	3,627,230
未払委託者報酬	21,684,558	29,018,092
流動負債合計	25,001,974	34,582,510
負債合計	25,001,974	34,582,510
純資産の部		
元本等		
元本	7,437,403,220	8,241,588,009
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	△2,502,901,263	△1,310,217,487
(分配準備積立金)	(194,181,355)	(186,496,054)
元本等合計	4,934,501,957	6,931,370,522
純資産合計	4,934,501,957	6,931,370,522
負債純資産合計	4,959,503,931	6,965,953,032

## (2)【中間損益及び剰余金計算書】

区 分	第 5 期中間計算期間	第 6 期中間計算期間
	自 平成 20 年 9 月 2 日 至 平成 21 年 3 月 1 日 金 額 (円)	自 平成 21 年 9 月 1 日 至 平成 22 年 2 月 28 日 金 額 (円)
営業収益		
受取利息	677,449	321,515
有価証券売買等損益	△2,346,905,463	△348,977,654
営業収益合計	△2,346,228,014	△348,656,139
営業費用		
受託者報酬	2,710,525	3,627,230
委託者報酬	21,684,558	29,018,092
営業費用合計	24,395,083	32,645,322
営業利益又は営業損失(△)	△2,370,623,097	△381,301,461
経常利益又は経常損失(△)	△2,370,623,097	△381,301,461
中間純利益又は中間純損失(△)	△2,370,623,097	△381,301,461
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	△51,326,364	△6,949,250
期首剰余金又は期首欠損金(△)	50,806,606	△894,367,807
剰余金増加額又は欠損金減少額	781,220	22,196,707
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	781,220	22,196,707
剰余金減少額又は欠損金増加額	235,192,356	63,694,176
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	235,192,356	63,694,176
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金(△)	△2,502,901,263	△1,310,217,487

## (3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第 5 期中間計算期間	第 6 期中間計算期間
	自 平成 20 年 9 月 2 日 至 平成 21 年 3 月 1 日	自 平成 21 年 9 月 1 日 至 平成 22 年 2 月 28 日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	投資信託受益証券  移動平均法に基づき、中間計算期間末日の 前営業日の基準価額で評価しております。	投資信託受益証券  同左
2. 計算期間の取り扱い	当中間計算期間は、前期末が休日の為、平 成 20 年 9 月 2 日から平成 21 年 3 月 1 日 までとなっております。	—

### 第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

① 受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

② 受益者名簿

作成しません。

③ 受益者に対する特典

該当事項はありません。

④ 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記 a.の申請のある場合には、上記 a.の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 a.の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- c. 上記 a.の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

⑤ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託者に対抗することができません。

⑥ 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

⑦ 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

⑧ 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

※ 当ファンドの受益権は振替受益権となっており、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

- ⑨ その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項  
特にありません。

#### 第4【ファンドの詳細情報の項目】

後述の「第三部 ファンドの詳細情報」について、交付目論見書とは別に、その内容を記した書面を『請求目論見書』として作成しております。

請求目論見書のご請求は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

また、請求目論見書は※EDINET(エディネット)でもご覧いただくことができます。

※Electronic Disclosure Investors' Networkの略で、「証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。投資家はEDINETを利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券届出書や有価証券報告書  
を閲覧することができます。

なお、「請求目論見書」の記載項目は、以下の通りです。

##### 第1 ファンドの沿革

##### 第2 手続等

- 1 申込(販売)手続等
- 2 換金(解約)手続等

##### 第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
  - (1) 資産の評価
  - (2) 保管
  - (3) 信託期間
  - (4) 計算期間
  - (5) その他
- 2 受益者の権利等

##### 第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
  - (1) 貸借対照表
  - (2) 損益及び剰余金計算書
  - (3) 注記表
  - (4) 附属明細表
- 2 ファンドの現況

純資産額計算書

##### 第5 設定及び解約の実績

追加型証券投資信託

# 『ありがとうファンド』

## 約 款

ありがとう投信

Arigato Asset Management Inc.

<追加型証券投資信託 ありがとうファンド>

## 運用の基本方針

約款第 15 条の規定に基づき、委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

当ファンドは、投資家の方々の長期的な資産形成のお手伝いをさせていただくことを目的とし、複数のファンドに分散投資を行ない、信託財産の成長を計ることを目標として運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

主として有価証券に投資する投資信託証券(投資信託の受益証券(投資法人の投資証券を含みます。))以下同じ。)を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

運用にあたっては、景気変動のサイクルに沿った、アセットアロケーションの切り替えを大前提とします。厳しい基準に基づいて選択されたファンドを活用し、景気サイクルのダイナミズムを先取りする形で、資産配分を行っていきます。運用成果については、特定のベンチマークを設けることはしません。

短期的な市場変動に惑わされることなく、長期的な資産の成長を目指して運用を行います。

#### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の 50%未満とします。
- ③ 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- ④ 株式への直接投資は行ないません。
- ⑤ デリバティブの直接利用は行ないません。

### 3. 収益分配方針

(1) 当ファンドは、毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

#### ① 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

#### ② 分配対象額についての分配方針

委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等の理由により分配を行わないことがあります。

#### ③ 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった利益の運用については、特に制限を設けません。委託会社の判断に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

(2) 当ファンドは分配金再投資専用とします。収益分配金は所得税及び地方税を控除した金額を、ファンドの受益証券の取得申込金として、各受益者(委託会社の指定する証券会社及び登録金融機関を含みます。)毎に当該収益分配金の再投資に係る受益証券の取得の申込みに応じたものとします。

# 追加型証券投資信託 『ありがとうファンド』 約款

## (信託の種類、委託者及び受託者)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、ありがとう投信株式会社を委託者とし、NCT 信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正 11 年法律第 62 号)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

## (信託の目的及び金額)

- 第2条 委託者は、金 500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

## (信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意の上、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意の上、第 1 項の限度額を変更することができます。

## (信託期間)

- 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 39 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項、第 43 条第 2 項の規定による信託終了日又は信託契約解約日までとします。

## (受益権の取得申込みの勧誘の種類)

- 第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

## (当初の受益者)

- 第6条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

## (受益権の分割及び再分割)

- 第7条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 500 億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

## (追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び第 17 条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

## (信託日時の異なる受益権の内容)

- 第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

## (受益権の帰属と受益証券の不発行)

- 第10条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)
- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
- ③ 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行いません。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載又は記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたため、当該一部解

約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載又は記録するよう申請します。振替受入簿に記載又は記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載又は記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載又は記録を申請する場合において、委託者の指定する販売会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者および金融商品取引法第33条の2に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)並びに保護預り会社(委託者自らの募集に応じた受益者に係る受益証券につき、保護預り契約に基づいて保護預りを行う会社をいいます。以下同じ)又は第43条に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

(受益権の取得申込単位及び価額)

第12条 委託者自ら、又は委託者の指定する販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得の申込みをした当該取得申込者に対し、委託者および指定販売会社が個別に定める申込単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく(累積)投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1円の整数倍をもって取得の申込みに応じることができます。

- ② 前項の取得申込者は委託者、委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時に又は予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行なわれます。なお、委託者(第37条の2の委託者の指定する口座管理機関を含みます。)、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ④ 前1項の規定に関わらず、受益者が第35条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第30条に規定する計算期間終了日の基準価額とします。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第12条の2 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるとき又はやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第12条の3 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定める特定資産の種類をいいます。)は次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形
- ② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。
  1. 為替手形

(有価証券及び金融商品の指図範囲等)

第14条 委託者は、信託金を、主として別に定める証券投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。以下「投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
2. 外国又は外国法人の発行する証券又は証書で、第1号の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株予約権証券と社債券とが一体となった新株予約権付社債券の新株予約権証券および短期社債等を除きます。)  
なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券の他、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(運用の基本方針)

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第16条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の50以上となる投資の指図をしません。

(公社債の借入れ)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をおこなうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その越える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品賃料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資)

第18条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第19条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(外国建資産の円換算及び予約為替の評価)

第20条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第21条 受託者は、委託者と協議の上、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(投資信託証券の保管等)

第22条 受託者は、信託財産に属する投資信託受益証券を、当該信託に係る受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

- ② 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第23条 金融機関又は金融商品取引業者等(金融商品取引法第2条第9項に規定する者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金又はコマース・ペーパーは、当該金融機関又は金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(一部解約の請求及び有価証券の売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する投資信託受益証券に係る信託契約の一部解約の請求及び信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 26 条 委託者は、前条の規定による一部解約金の代金及び売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託受益証券に係る収益分配金及び有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 27 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
  1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却又は解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
  2. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡り日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当期間とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第 28 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 29 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 30 条 この信託の計算期間は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 17 年 8 月 31 日までとし、最終計算期間の終了日は第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 31 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 32 条 信託事務の処理に要する諸費用、監査費用、受託者の立替えた立替金の利息等(以下「諸経費」といいます。)は、委託者が信託財産から収受する信託報酬より支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 33 条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、次により計算した額とします。

・信託財産の純資産総額に応じて、段階的に次に掲げる率を乗じて得た額とします。

250 億円以下の場合	年 1 万分の 90
250 億円超 500 億円以下の場合	年 1 万分の 85
500 億円超 750 億円以下の場合	年 1 万分の 80
750 億円超 1,000 億円以下の場合	年 1 万分の 75
1,000 億円超の場合	年 1 万分の 70

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月の終了日(当該日が休業日のときは翌営業日とします。)及び毎計算期末又は信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めるものとします。
- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 34 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 収益分配金、利子、貸付有価証券に係る品賃料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、一部解約金及び償還金の支払い)

第 35 条 収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に当該終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。)に係る収益分配金(委託者自らの募集に応じた受益者に係る受益権に帰属する収益分配金を除きます。)を委託者の指定する販売会社に交付します。なお、委託者の指定する販売会社は、別に定める自動けいぞく(累積)投資約款に従う契約に基き、当該受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条 3 項の規定に従い、振替口座簿に記載又は記録されます。

- ② 委託者は、委託者自らの募集に応じた受益者に係る受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとし、当該受益権の取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定に従い、振替口座簿に記載又は記録されます。
- ③ 委託者は、前項の受益者がその有する受益証券の全部の口数について第 38 条第 3 項の規定により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に関わらず、その都度当該受益者に支払います。
- ④ 一部解約金は、第 38 条 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 信託を終了する場合に支払われる償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者となります。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ⑥ 前各項(第1項及び第 2 項を除きます)に規定する一部解約金及び償還金の支払いは、委託者、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。
- ⑦ 収益分配金、一部解約金及び償還金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金の時効)

第 36 条 受益者が、信託終了による償還金について第 35 条第 5 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、一部解約金及び償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 37 条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、一部解約金については第 35 条第 4 項に規定する支払日まで、償還金については第 35 条第 5 項にそれぞれ規定する支払開始日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、一部解約金及び償還金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(委託者自らの募集に係る受益権の口座管理機関)

第 37 条の 2 委託者は、委託者自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載又は登録等に関する業務を委任することができます。

(信託の一部解約)

第 38 条 受益者は、平成 16 年 9 月 1 日以降において、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 円単位の『金額指定』又は『全額換金』の指示をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、『金額指定』による一部解約において、計算時に当該受益権が請求金額に満たない場合には『全額換金』として処理します。

- ② 平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となるのが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ③ 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、同項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託約款の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行請求日の翌々営業日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第 4 項の規定に準じて算出

した価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 38 条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第 39 条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、若しくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ⑥ 第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 40 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 44 条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 41 条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定に関わらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 44 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い)

第 42 条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 43 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 44 条の規定に従い、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任することができないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 44 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうちその内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える時は、第 1 項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求)

第 45 条 第 39 条に規定する信託契約の解約又は前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 39 条第 3 項又は前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手續きに関する事項は、第 39 条第 2 項又は前条第 2 項に規定する公告又は書面に付記します。

(公 告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託財産に係る計算における端数の処理方法)

第 47 条 この信託に係る全ての計算において 1 口未満又は 1 円未満の端数が生じる場合には、原則として受益者全体の利益となるように、切上げ又は切捨ての処理を行います。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第 1 条 第 35 条第 7 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 2 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 10 条、第 11 条の規定および受益権と読み替えられた規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 16 年 9 月 1 日

委託者 東京都台東区上野 3 丁目 19 番 4 号 サカイビル  
ありがとう投信株式会社  
代表取締役 村山 甲三郎

受託者 東京都品川区東品川 2 丁目 3 番 14 号 シティグループセンター  
日興シティ信託銀行株式会社  
代表取締役社長 横山 利夫

## 1. 別に定める投資信託証券

約款第 14 条の別に定める投資信託証券とは、次の投資信託および投資法人の受益証券または投資証券(振替受益権または振替投資口を含みます。)をいいます。

- ・追加型証券投資信託 さわかみファンド
- ・追加型証券投資信託 トヨタグループ株式ファンドF(適格機関投資家専用私募)
- ・追加型証券投資信託 社会貢献ファンド(適格機関投資家専用)
- ・追加型証券投資信託 TMA長期投資ファンド(適格機関投資家限定)
- ・追加型証券投資信託 ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA(適格機関投資家限定)
- ・追加型証券投資信託 ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA(適格機関投資家限定)
- ・追加型証券投資信託 ALAMCO ハリス グローバル バリューストックファンド 2007(適格機関投資家専用)
- ・追加型証券投資信託 コモンズ 30 ファンド(適格機関投資家専用)